**FAX送付先 　073-433-8557**

**「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト」　参加申込書**

留意事項（裏面）に同意し、以下のとおり「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト」

への参加を申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 県内事業所名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 事業所所在地 | [ ] 　本社所在地と同じ場合はチェックのみで結構です。〒 |
| 業　　種（該当する分野の□に　レを付けてください。） | [ ] 各種商品小売業(56)[ ] 織物・衣服・身の回り品小売業(57)[ ] 飲食料品小売業(58)[ ] 機械器具小売業(59)[ ] その他の小売業(60)[ ] 無店舗小売業(61)[ ] 宿泊業(75)※業種は日本標準産業分類中分類による。 |
| 主要製品主要サービス | [ ] 食料品製造業(09)[ ] 飲料・たばこ・飼料製造業(10)[ ] 繊維工業(11)[ ] 化学工業(16)[ ] 石油製品・石炭製品製造業(17)[ ] プラスチック製品製造業(18)[ ] ゴム製品製造業(19)[ ] なめし革・同製品・毛皮製造業(20)[ ] 窯業・土石製品製造業(21)[ ] 鉄鋼業(22) [ ] 非鉄金属製造業(23)[ ] 金属製品製造業(24)[ ] 汎用機械器具製造業(25)[ ] 生産用機械器具製造業(26)[ ] 業務用機械器具製造業(27)[ ] 電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路製造業(28)[ ] 電気機械器具製造業(29)[ ] 情報通信機械器具製造業(30)[ ] 輸送用機械器具製造業(31)[ ] 情報サービス業(39)[ ] ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ附随ｻｰﾋﾞｽ業(40)[ ] 繊維・衣服等卸売業(51)[ ] 飲食料品卸売業(52) [ ] 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(53)[ ] 機械器具卸売業(54)[ ] その他の卸売業(55) |
| 資本金 | 万円 | 従業員数 | 人　（うち正規　　　　人）　（うち非正規　　　　人） |
| 担当者氏名 |  | 所属・役職 |  |
| 電話番号（ＦＡＸ番号） |  | E-mail |  |
| 関心のある支援事業の□にレを付けてください。（複数選択可） |
| 【プロジェクト事業】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| [ ]  デジタル経営診断 | [ ]  ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾘﾃﾗｼｰ・要件定義講習 | [ ]  AI講習 | [ ]  デザイン経営価値共創 |
| [ ]  DXセミナー | [ ]  3DCAD講習 | [ ]  IoT講習 | [ ]  HACCP講習 |
| [ ]  DX推進員派遣 | [ ]  3DCAM講習 | [ ]  産業用ロボット講習 | [ ]  正規雇用促進セミナー |
| [ ]  DXﾁｬﾚﾝｼﾞｻﾎﾟｰﾄﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ | [ ]  データ解析・活用講習 | [ ]  生産性向上スクール | [ ]  デジタル人材育成研修 |
| [ ]  デジタル専門家派遣 | [ ]  クラウド活用講習 | [ ]  デジタルマーケティング講習 | [ ]  合同企業説明会 |
| 【関連支援事業】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| [ ]  地域雇用開発奨励金特例支給 |

〈問い合わせ〉

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部 地域活性化雇用創造プロジェクト（田辺・加藤木）

　TEL：073-433-8556　　FAX：073-433-8557　　E-mail：chi-pro@yarukiouendan.jp

わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト

参加申込に係る留意事項

（趣旨）

１　県内企業がDXにより企業経営力を強化することで、安定的かつ良質な雇用の創出を図る「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」の支援事業を事業者のみなさまが活用する際、留意する事項を定めています。

　（支援対象分野及び対象業種）

２　支援対象分野及び対象業種は以下のとおりで、対象業種は、日本標準産業分類中分類によるものです。

〇 食料品製造業(09)

〇 飲料・たばこ・飼料製造業(10)

〇 繊維工業(11)

〇 化学工業(16)

〇 石油製品・石炭製品製造業(17)

〇 プラスチック製品製造業(18)

〇 ゴム製品製造業(19)

〇 なめし革・同製品・毛皮製造業(20)

〇 窯業・土石製品製造業(21)

〇 鉄鋼業(22)

〇 非鉄金属製造業(23)

〇 金属製品製造業(24)

〇 汎用機械器具製造業(25)

〇 生産用機械器具製造業(26)

〇 業務用機械器具製造業(27)

〇 電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路製造業(28)

〇 電気機械器具製造業(29)

〇 情報通信機械器具製造業(30)

〇 輸送用機械器具製造業(31)

〇 情報サービス業(39)

〇 インターネット附随サービス業(40)

〇 繊維・衣服等卸売業(51)

〇 飲食料品卸売業(52)

〇 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業(53)

〇 機械器具卸売業(54)

〇 その他の卸売業(55)

〇 各種商品小売業(56)

〇 織物・衣服・身の回り品小売業(57)

〇 飲食料品小売業(58)

〇 機械器具小売業(59)

〇 その他の小売業(60)

〇 無店舗小売業(61)

〇 宿泊業(75)

（対象事業者）

　　３　和歌山県内に本社または事業所があり、プロジェクトにおいて支援する事業を活用することで和歌山県内の勤務地で新たな雇用（正規、又は非正規から正規への転換を含む））を予定する事業者で、次の全てに該当する事業者が対象となります。

①　労働関係法令に違反していないこと。

②　雇用保険適用事業所であること。

③　労働保険料を滞納していないこと。

④　厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分されていない又は不正受給処分されてから３年以上経過していること。

⑤　暴力団と関わりのある事業主ではないこと。

⑥　性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。

⑦　補助金等に係る審査等（書類の提出、実地検査の受入、書類の保管など）に協力すること。

⑧　支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

（登録等）

４　参加申込書の内容を審査のうえ、プロジェクト参加事業者として登録を行い、その内容についてはプロジェクト事業以外には使用しません。

（公表）

５　プロジェクトのホームページ等での広報に際し事業者名を公表します。

（情報提供）

６　プロジェクトにおける各支援事業の情報について、メール又は郵送で随時情報を提供します。

（事業への協力）

７　支援事業の実施状況や雇用創出効果等の照会にご協力をお願いします。